

< 一般委託 >

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

ドローンフィールド除草業務委託 仕様書

ドローンフィールド除草業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | ドローンフィールドの除草を行い、適正に管理することを目的とする。 |
| 2 | 履行期間 | 契約日から平成32年3月31日まで |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市長坂5丁目3636ほか |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | |
| 6 | 関係法規 | |
| 7 | 資格要件 | |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、業務を1回終了毎に完了書類を提出し検査完了後に請求に基づき支払うものとする。 |
| 10 | 業務委託成績評定 | 対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象 |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 |
| 12 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 13 | 監督員 連絡先 | 経済部企業誘致・工業振興課 担当 関 智篤 電話:046-822-9955 |

< 指示又は希望事項 >

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|----------------------------------|---|

内訳書

(税抜き)

| | 業務名 | 単位 | 数量 | 単価(円) | 金額(円) |
|---|--|----|----|-------|-------|
| 1 | ドローンフィールド除草業務 (7,500m ² ×4回) | 回 | 4 | | |

単価、金額欄は、契約者が記入する。

ドローンフィールド除草業務委託特記仕様書

1 目的

ドローンフィールドの除草を行い、適正に管理することを目的とする。

2 施工場所

横須賀市長坂5丁目3636他（別紙ドローンフィールド除草位置図）

3 履行期間

契約日から平成32年3月31日まで

4 一般事項

- (1) 本業務は、第1回目を6月～7月の間、第2回目を8月～9月の間、第3回目を10月～12月の間、4回目を1月～3月の間の4回を実施するものとし詳細の日程は監督員と協議する。
- (2) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を履行すること。
- (3) 業務実施に当たっては、業務の適正な履行に最大限努めること。また、ドローンフィールド使用者との日程調整が必要なため、事前に作業工程表を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (4) 業務作業時には、安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合には受託者の責任において処置すると共に直ちに監督員に報告すること。
- (5) 受託者は必要か所において、施工前、施工中、施工後を同一場所で撮影を行い整理して監督員に提出すること。
- (6) 受託者は業務完了後、速やかに完了届及び業務写真・報告書等を監督員に提出すること。
- (7) 廃棄物等の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じた処理を行うこと。
- (8) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け等が含まれている。
- (9) 業務関係者に業務上の負傷その他事故が発生した場合、その事由のいかんを問わず委託者はその責を負わない。
- (10) 受託者は、業務従事中に、通路等の滅失破損その他委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、受託者の責に帰することのできない事由のときはこの限りでない。この場合、ただちに受託者は、委託者にその旨を報告しなければならない。
- (11) 除草時に用いる機械器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (12) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、別途協議するものとする。

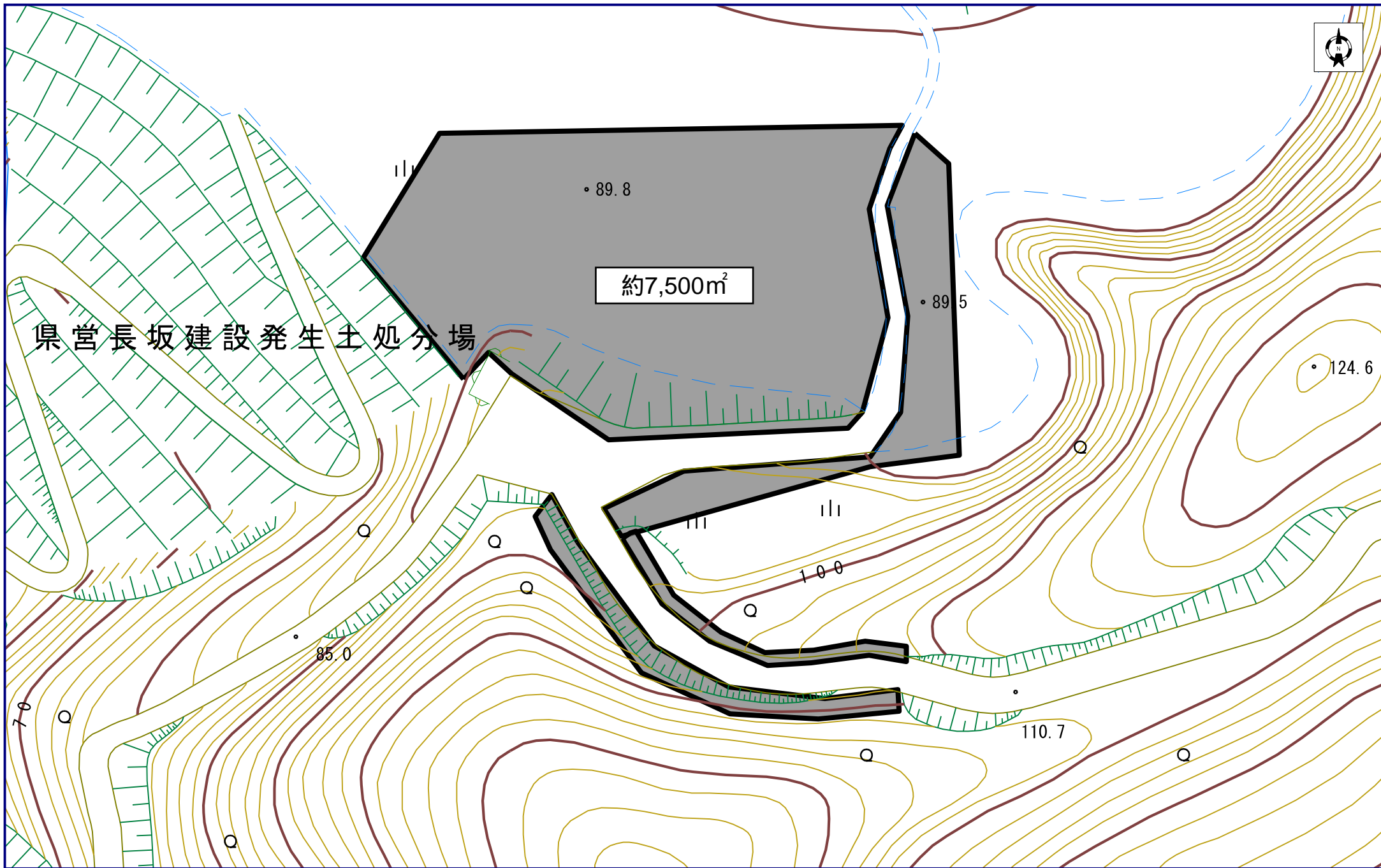
5 業務内容

- (1) つる切りを行いそのうえで除草を行うこと。

- (2) 笹・竹伐採は地際で、また、障害物がある時は障害物際で行うものとし、切り口は危険が無いように適切な処理をすること。
- (3) 除草で発生した刈草は、敷地内の指定した箇所に積み、除草した範囲がわかるようにすること。
- (4) 除草は、肩掛け式草刈り機を使用することを可とし、機械除草ができない場合には、人力除草とする。
- (5) 平地での作業は、繁茂している雑草を地際より、また、障害物がある時は障害物際より丁寧に刈り取ること。法面での作業は、表土の崩落を防ぐため、地際より多少残して刈り取ること。なお、周辺の樹木等を傷つけないよう十分注意すること。
- (6) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、発生材等ごみがないようにすること。

7 その他

- (1) 受託者は、本委託を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行上必要な事項及び受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること。



県営長坂建設発生土処分場

約7,500m²

• 89.8

• 89.5

• 124.6

• 85.0

100

• 110.7

0 50m

1/1000